

【別記5】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）

（電子納品）

第1 本業務は、電子納品対象（試行）業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本業務は、情報共有対象（試行）業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（要領・基準）

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第4 着手時協議を必須とする。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを提出すること。ただし、紙納品のみの選択も可とする。

（業務完成図書の提出部数）

第5 本工事の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。ただし、着手時協議の結果、紙納品のみを選択した場合は、電子納品対象書類の提出は不要とする。

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体（CD-R・DVD-R） | 2部（正・副） |
| | 紙媒体 | 1部（その他、協議による） |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 3部（その他、特記仕様書による） |